

第4章 健康で心ふれあうまちづくり

1 子育てしやすいまちづくり

(1) 子育て環境の整備・充実

現状と課題

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、保護者のもとより地域社会全体の願いです。しかし、少子化・核家族化の進行等により、家庭・地域の子育て機能の低下や子育ての孤立など、子どもや子育てをめぐる状況は複雑・多様化しています。

現在、本町における出生数はわずかですが増加しており、総合的な子育て支援施策として、子育て支援センターが、保護者の精神的な支援などのために親子交流・赤ちゃん広場・一時保育などを、就労保護者に対しては保育所事業・学童保育所事業を実施しています。

今後は、児童福祉法の改正を踏まえ、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握や情報の提供、相談・指導など、関係機関との連絡調整等を行う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努め、子育て家庭の複雑化する課題に対応していく必要があります。

児童虐待については、要保護児童対策連絡協議会の開催により、情報共有等を行い重大案件に至ったケースはありませんが、今後についても適宜迅速に対応していく必要があります。

基本方針

子どもを生みやすく育てやすいまちづくりを更に進めるため、子育て世代包括支援センターの充実・活用を図りながら、ソフト・ハード両面にわたってきめ細かな子育て支援事業を展開します。

【関連する主な個別計画】

- 子ども・子育て支援事業計画
- まち・ひと・しごと創生総合戦略

主要施策

1 子育て支援事業の推進

子どもの健やかな成長のため、子育て支援事業を着実に推進します。

- ① 子育て支援センターの充実
- ② 学童保育所事業の充実
- ③ 一時保育事業の充実
- ④ 子ども・子育て支援事業計画の見直し

2 子育て家庭への総合的支援

子育て家庭の実情把握と子ども等に関する相談等に対応し、切れ目のない支援を行います。

- ① 子育て世代包括支援センターの充実
- ② 児童虐待防止の対応
- ③ 子ども家庭総合支援拠点の整備検討

3 保育所の充実

児童・乳幼児を安全・安心に保育ができる環境を整備します。

- ① 保育所の再編及び民間委託の検討
- ② 保育所設備の整備
- ③ 保育の充実

成果指標

●保育所・子育て支援に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 37%	アンケート調査
目 標	 60%	
●子育て支援サービスの利用度		把握方法等
現 状	 58%	実 績
目 標	 60%	
●子育てがしやすいと感じる親の割合		把握方法等
現 状	 65%	子育て支援所
目 標	 80%	

(2) 子育て家庭支援の充実

現状と課題

少子高齢化が進む過疎地域において、安心して子どもを産み育てることができ環境をつくることは重要な課題です。

本町においても、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制の整備を進めていますが、子育て中の保護者の負担感は大きく、特に経済的不安を抱える家庭もあることから、子どもの成長に合わせた援助が安定的に提供される総合的な支援体制づくりが必要となっています。

また、医療費助成は、北海道の医療費給付事業に合わせ、町単独支援として所得制限を撤廃し、18歳到達年度末までの子どもの医療費無料化を実施していますが、子育て世代の経済的負担の軽減と早期治療を促し、心身ともに健康的な生活が送れるよう、今後も継続していく必要があります。

基本方針

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、出産から高等学校卒業まで一貫した支援を行います。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 保育所の現況（令和2年4月1日 子育て支援所資料）

区 分	定員（人）	入所児童数（人）		
		3歳未満	3歳以上	計
茂岩保育所	80	13	47	60
大津保育所	10	1	6	7
計	90	14	53	67

主要施策

1 子育て家庭支援制度の充実

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、各種支援制度の充実を図ります。

- ① 次世代育成支援金の支給
- ② 小学校入学祝金の支給
- ③ 小中学校等修学旅行費交付金の交付
- ④ 高等学校等就学助成金の交付

2 乳幼児等医療費給付事業の充実

乳幼児等医療費給付事業（町単独分）における、対象年齢の高校生までの拡大を継続して実施します。

- ① 高校生（18歳到達年度末）まで医療費無料化

成果指標

●子育てしやすいと感じる町民の割合（再掲）		把握方法等
現 状	65%	子育て支援所
目 標	80%	

■児童生徒数の現況（令和2年4月1日 教育委員会資料）

区 分	児童生徒数（人）			学 級 数（組）			
	男子	女子	計	単式	複式	特別支援	計
豊頃小学校	50	51	101	6	0	5	11
大津小学校	8	2	10	1	2	0	3
小 計	58	53	111	7	2	5	14
豊頃中学校	37	36	73	3	0	3	6
合 計	95	89	184	10	2	8	20

2 健やかでいきいきと暮らせる環境づくり

(1) 保健の充実

現状と課題

成人保健事業は、平成20年度に24%だった国保特定健診受診率が、平成30年度には61%となり、それに伴いがん検診受診率も上昇し、多くの町民が受診するようになりました。

母子保健事業は、健診におけるスクリーニング^{※27}の強化により、経過観察児が増加しており、今後は、子育て世代包括支援センターが中心となり、関係職種と連携して母子に寄り添いながら見守り、支援する体制の整備が課題となっています。

高齢者保健事業は、介護予防教室の開催やフレイル健診^{※28}の実施により介護予防に努めており、今後は、高齢者の健康課題の把握、事業全体の企画・調整、通いの場での個別支援など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制を整備する必要があります。

基本方針

町民が各ライフステージにおいて、心身の健康を保ち安心して生活ができるよう、また健康寿命の延伸に向け、主体的な健康の保持・増進への取組みを支援します。

【関連する主な個別計画】 ●健康増進計画
●いのち支える自殺対策行動計画 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

※27 集団の中から疾患の罹患者や発症が予測される患者等を選別すること。

※28 75歳以上の後期高齢者を対象とした、フレイル（加齢によって身体と心の活力が低下した状態）の予防・重症化予防に着目した健診。

主要施策

1	保健事業の推進
各ライフステージにおける健診、相談事業等の充実を図り、町民の健康の保持・増進を支援します。	
① 健康診査・保健指導の充実	
② 母子保健事業の充実	
③ 高齢者保健事業の充実	
④ 健康増進計画の見直し	
2	保健・医療・福祉の連携
保健・医療・福祉において、町民の健康情報を連携して活用します。	
① 健康情報の連携活用	
3	保健センターの管理運営
健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の推進のため、保健センター機能の充実を図ります。	
① 保健センター機能の充実	

成果指標

●胃がん検診受診率		把握方法等
現 状	20%	実 績
目 標	25%	
●肺がん検診受診率		把握方法等
現 状	26%	実 績
目 標	30%	
●大腸がん検診受診率		把握方法等
現 状	26%	実 績
目 標	30%	
●子宮がん検診受診率		把握方法等
現 状	18%	実 績
目 標	25%	
●乳がん検診受診率		把握方法等
現 状	22%	実 績
目 標	25%	

(2) 医療の充実

現状と課題

本町では、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の3箇所で一次医療を担っており、高齢者等の通院手段の確保のため、患者輸送車を運行しています。

診療科目以外の医療及び高次医療等は、帯広市等の医療機関が担っており、町外で受診する患者も多い状況にあります。また、帯広厚生病院は十勝の三次救急医療機関として高度な設備を備え、専門的な医療や治療を行っています。

高齢化が進む中、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療が求められており、今後は、医療機器や設備の充実、町外医療機関との連携により、医療体制の充実を図る必要があります。

基本方針

医療機関における機器の整備と医療水準の向上、患者送迎体制の充実を図り、安心して健康に暮らせる医療体制づくりを進めます。

地域医療構想を踏まえつつ、必要な医師等を確保するとともに、広域的な連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

■主要死因の現況（北海道保健統計年報）

区 分	第1位		第2位		第3位		総人数
	死亡原因	人数	死亡原因	人数	死亡原因	人数	
平成25年度	悪性新生物	12	心疾患	8	肺炎	5	41
平成26年度	悪性新生物	18	心疾患	5	肺炎	3	49
平成27年度	悪性新生物	15	心疾患	10	肺炎	8	48
平成28年度	悪性新生物	11	心疾患	11	脳血管疾患	5	44
平成29年度	悪性新生物	10	心疾患	10	脳血管疾患	7	49

主要施策

1 医療設備及び医療環境の充実

町立豊頃医院及び町立歯科診療所の設備の整備と町外医療機関との連携により、医療体制の充実を図ります。

- ① 医療機器の整備・充実
- ② 地域医療体制の確保
- ③ 救急医療体制の充実

成果指標

●医療体制(施設・医療費)に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	21%	アンケート調査
目 標	30%	

■がん検診受診状況（福祉課資料）

《胃がん検診》 ※対象者：40歳以上75歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,145	271	23.7	28
平成30年度	1,144	249	21.8	20
令和元年度	1,144	224	19.6	13

《肺がん検診》 ※対象者：40歳以上85歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,583	421	26.6	2
平成30年度	1,552	411	26.5	7
令和元年度	1,542	396	25.7	5

《大腸がん検診》 ※対象者：40歳以上75歳未満国保加入者

区 分	対象者（人）	受診数（人）	受診率（%）	要精検者数（人）
平成29年度	1,145	320	27.9	18
平成30年度	1,144	319	27.9	13
令和元年度	1,144	299	26.1	19

3 とともに支え合うしあわせなまちづくり

(1) 地域福祉の体制強化

現状と課題

少子高齢化の急速な進行に伴い、町民の暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、生活課題や地域課題が増加する一方で、自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域で見守りを担う人材が減少しています。

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくためには、個人とその家族が努力（自助）しながらも、自助だけでは困難な課題に対し、地域による助け合い（共助・互助）と、公的サービス（公助）がともに関わり合い、地域に合った取組みを行うことが必要となっています。

また、安定した公的サービスの提供と地域福祉の向上を図るためには、医療・福祉・保健・介護に係る人材の確保・育成が重要な課題です。

本町では、社会福祉協議会が、地域福祉活動の中核として、多様な福祉ニーズへの対応、ボランティア団体の育成などに取り組んでおり、町としては、こうした活動が積極的に行われるよう、社会福祉協議会やその他福祉団体へ助成を行っています。また、行政と社会福祉協議会が補強・補完し合う形で、平成30年3月に第1期地域福祉計画と地域福祉実践計画を一体的に策定し、協働して円滑に地域福祉を進めています。

基本方針

地域社会における多様な課題に対応するため、地域福祉計画・地域福祉実践計画に基づき、行政・地域住民・社会福祉法人等が協働し、地域福祉を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域福祉計画

主要施策

1 地域福祉活動の推進

地域社会の多様な課題に対応するため、地域住民や社会福祉法人等と協働し、地域福祉を推進します。

- ① 社会福祉協議会の活動支援
- ② 地域福祉意識の高揚と活動の活発化
- ③ 福祉相談活動の充実
- ④ 低所得世帯への支援
- ⑤ 地域福祉計画の見直し

2 福祉等に携わる人材の確保

安定した公的サービスの提供と地域福祉の向上を図るため、福祉等に携わる人材の確保を図ります。

- ① 福祉等職員就労支援制度の検討

■ 社会福祉の推移（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：人、世帯）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 人 口	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171
65 歳以上人口	1,237	1,238	1,244	1,245	1,242
75 歳以上人口	720	724	729	710	706
総 世 帯 数	1,504	1,487	1,481	1,488	1,489
ひとり親家庭	19	22	22	23	21
独居老人世帯	230	207	219	214	222
生活保護世帯	26	26	26	25	21

■ 生活保護状況（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：世帯、人）

区 分	被保護者		保護率 (%)	扶助の区分（人）			
	世帯	人員		生活	住宅	医療	教育
平成27年度	26	30	8.9	29	21	28	1
平成28年度	26	28	8.5	26	19	26	1
平成29年度	26	29	9.1	22	19	27	1
平成30年度	25	28	8.8	25	21	28	1
令和元年度	21	24	7.6	22	18	24	1

(2) 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスを含めた在宅福祉サービスの充実と切れ目のないサービスの提供はもとより、健康づくりや介護予防に向けた取組みの推進、社会参加・生きがいつくりの支援などが必要です。

本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、高齢者が地域で安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種の健診・介護予防事業を展開しているほか、介護サービス基盤の充実と保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できる包括的支援事業の実施を図っています。また、多職種協働のネットワークの構築と地域課題の把握のため、地域ケア会議を定例開催しています。

しかし、高齢者の増加により地域における介護等の担い手不足が深刻となっており、日常生活上の軽度な支援を必要とする高齢者をボランティアや地域の助け合いにより支援していく仕組みを創設することが必要となっています。

基本方針

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が健康で安心して暮らしていくことができる地域包括ケアシステム^{※29}の充実を図り、在宅生活の継続に係る支援、介護予防、介護サービスの利用調整を行います。

【関連する主な個別計画】 ●高齢者保健福祉計画 ●介護保険事業計画

※29 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

主要施策

1 介護保険事業の推進

高齢者の要支援・要介護状態への進行を防止するため、介護予防・生活支援の充実を図るとともに、要支援・要介護高齢者に対する各種サービスの提供体制の充実に努めます。

- ① 相談支援体制の充実
- ② 居宅サービス及び施設サービスの確保
- ③ 介護予防・生活支援の推進
- ④ 認知症対策の推進
- ⑤ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し

2 在宅福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

- ① 在宅福祉サービスの利用促進
- ② 地域包括ケアシステムの充実

3 老人福祉施設への入所措置

在宅での生活が困難な低所得世帯の高齢者を対象に、施設への入所措置と援護町としての措置費の負担を行い、要援護高齢者の福祉の向上を図ります。

- ① 入所措置

4 生きがい対策の充実

多様な交流機会の確保に努めるとともに、老人クラブなどの団体活動を支援します。

- ① 生きがいセンター、単位老人クラブ、老人クラブ連合会の運営支援
- ② 高齢者健康増進センターの適正な維持管理
- ③ 運動会及び敬老会の開催
- ④ 敬老祝金の贈呈
- ⑤ 高齢者の交通手段の確保
- ⑥ 高齢者補聴器購入費の助成

成果指標

● 高齢者福祉に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 45%	アンケート調査
目 標	 55%	

(3) 障がい者（児）福祉の推進

現状と課題

本町における障がいのある人の現状は、人口の減少にも関わらず、身体障害者手帳所持者は横ばいで推移し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。また、精神疾患で外来通院した際の自立支援医療（精神通院医療）助成制度受給者についても微増しています。

言語の遅れ等が認められる幼児や児童に対して指導を行っていることばの教室は、子ども発達支援センター機能も兼ね備え、発達支援児の療育・相談を行っていますが、各児童の特性に応じた支援とより専門性の高い療育が望まれています。

令和元年10月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、乳幼児期における発達の状況を早期に把握し、適切な療育につなげるとともに、保健・福祉・教育などの各分野の連携により、乳幼児期から18歳までの児童とその保護者の相談等に対応し、切れ目のない支援の充実に努めています。

障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、一人ひとりのライフステージに応じた施策やサービスの確保、相談機能の充実を図るとともに、障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親なき後」を見据えた支援を行っていく必要があります。

基本方針

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図るとともに、就労や社会参加を支援します。

【関連する主な個別計画】

- 障がい者計画
- 障がい福祉計画
- 障がい児福祉計画

主要施策

1 障がい福祉サービス等の提供

障がいのある人に対し、各種障がい福祉サービス等の提供を行います。

- ① 障がい者自立支援給付・補装具給付・更生医療給付・障がい児通所給付の実施
- ② 地域生活支援事業の実施
- ③ 地域活動支援センターの活用
- ④ 重度心身障がい者等医療費助成の実施
- ⑤ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直し

2 障がい者支援の推進

障がいのある人の自立に向けた支援を行います。

- ① 地域自立支援協議会の活用
- ② 在宅福祉サービスの提供
- ③ 子ども発達支援事業の推進
- ④ 障がい者等通所助成、心身障がい児通園費助成の実施
- ⑤ 障がい者の就労支援
- ⑥ 公共施設のバリアフリー化
- ⑦ 障がい者計画の見直し

成果指標

●障がい福祉に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 45%	アンケート調査
目 標	 55%	

■身体障害者手帳交付状況（各年4月1日 福祉課資料）

（単位：人）

区分	視 覚	聴 覚	音声言語	肢 体 不自由	内部障害	計
平成27年度	5	23	2	154	47	231
平成28年度	4	23	2	146	50	224
平成29年度	4	26	2	143	52	227
平成30年度	3	22	1	135	49	210
令和元年度	2	21	1	134	57	215

(4) ひとり親家庭支援の推進

現状と課題

平成28年度の全国ひとり親世帯調査によると、母子家庭は約123万世帯、父子家庭は約19万世帯と依然として多く、ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、様々な困難に直面しています。

特に、ひとり親家庭の母の場合は、就業機会が少なく、就業しても低賃金や不安定な雇用条件にあり、更に約7割の離婚母子家庭は、養育費が支払われず、収入の面から複数の職場で就労するなど、健康面での不安が生活をより困難にしている場合も少なくない状況にあります。

このため、子育てしながら経済的に自立できることが、親自身と子どもの成長にとって重要であり、各種手当の支給、医療費の助成、保育料等の減免措置により、経済的負担を軽減するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就労支援セミナー等の周知を図り、ひとり親家庭の自立支援を行っていく必要があります。

基本方針

子どもの貧困をなくすとともに、ひとり親家庭が安定した生活を送り、社会的・経済的自立ができるよう、支援策を推進します。

主要施策

1 ひとり親家庭支援の推進

ひとり親家庭の生活基盤の安定と社会的・経済的自立を支援します。

- ① ひとり親家庭等の経済的支援
- ② ひとり親家庭等の自立支援

(5) 国民年金制度の啓発

現状と課題

少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化等を背景に、多くの人々が国民年金制度の将来に不安を感じている風潮にあります。誰もが安心して暮らすことができ、活力あふれる地域社会を形成していくためには、国民年金制度は不可欠であり、大きな役割を担うものです。

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する制度であり、老後の所得保障という重要な役割を担っていることから、全市民の受給権の確保に向け、制度についての正しい理解を促していく必要があります。

基本方針

全ての市民の受給権の確保に向け、国民年金制度についての正しい理解の浸透に努めます。

主要施策

1 国民年金制度の啓発

国民年金制度についての正しい理解を促進するため、広報・啓発活動の推進や相談業務の充実に努めます。

- ① 国民年金制度に関する広報・啓発活動の推進
- ② 国民年金相談業務の充実

■ 国民年金受給状況（各年3月末 住民課資料）

（単位：人、千円）

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度	
	受給者数	受給額	受給者数	受給額	受給者数	受給額
老 齢 基 礎 年 金	1,157	859,078	1,176	874,896	1,170	871,851
老 齢 年 金	61	36,267	48	28,391	36	21,306
障 害 基 礎 年 金	50	42,843	47	40,086	46	39,376
障 害 年 金	4	3,117	4	3,117	4	3,120
遺 族 基 礎 年 金	6	4,463	6	4,463	6	4,467
寡 婦 年 金 ほ か	7	2,604	6	2,187	6	2,189
計	1,285	948,372	1,287	953,140	1,268	942,309

(6) 国民健康保険制度・介護保険制度の健全運営

現状と課題

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる健康保険制度の基盤をなし、町民の60%（国保38%、後期22%）が加入しています。

平成30年度からは、北海道と市町村が一体となって事業運営を行っていますが、町民の医療と健康の保持・増進に向けたきめ細やかな取組みは、町の重要な役割となっています。

特定健診・特定保健指導は、医療費の適正化と疾病の早期発見、重症化予防の重要な位置付けとなっているため、今後も特定健診の受診率向上対策に取り組むとともに、保健指導と保健事業の充実に努めていく必要があります。

75歳以上の町民が加入する後期高齢者医療制度は、北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていますが、高齢者の健康増進と介護予防に向けた保健事業が重要となっているため、今後も関係機関等との連携による取組みが必要です。

また、介護保険制度の事業継続のため、介護予防を重視したサービスの充実を図ることが必要となっています。

基本方針

国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づき、効果的・効率的な保健事業に取り組むとともに、医療費及び介護給付の適正化に努めます。

【関連する主な個別計画】

- 国民健康保険データヘルス計画
- 特定健康診査等実施計画

主要施策

1	国民健康保険制度の健全運営
	<p>広報等により制度についての理解を促進するとともに、保険税収納率の向上に努めます。</p> <p>① 国民健康保険制度に関する広報・啓発活動の推進</p> <p>③ 保険税収納率の向上</p>
2	医療費の適正化
	<p>医療費通知、レセプト点検の実施、ジェネリック医薬品^{※30}利用差額通知、保健事業の取組みにより、医療費の適正化に努めます。</p> <p>① 医療費の適正化</p> <p>② データ分析等を取り入れた保健事業の充実</p> <p>③ 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の見直し</p>
3	特定健診・特定保健指導の充実強化
	<p>特定健診受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、保健指導の充実に努めます。</p> <p>① 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上</p> <p>② 保健指導の充実</p>
4	介護保険制度の適正運営
	<p>広報等により介護保険制度についての理解を促進するとともに、適正な介護保険料の設定と事業推進に努めます。</p> <p>① 介護保険制度に関する広報・啓発活動の推進</p> <p>② 保険料の適正化</p>

成果指標

●特定健診受診率		把握方法等
現 状	 61%	実 績
目 標	 65%	
●特定保健指導実施率		把握方法等
現 状	 70%	実 績
目 標	 100%	
●国保税徴収率（現年課税分）		把握方法等
現 状	 99.5%	実 績
目 標	 99.7%	

※30 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。